

いわき市における
手話言語の普及 及び
コミュニケーション手段の利用促進

に関する条例（案）について //

市障がい福祉課

1 概要

2 市を取り巻く現状と課題

3 施策展開に係る方向性

1

概要

がい

よう

要

はい けい
【背景】

こく さい へいせい ねんこくさいれんごう しょうがいしや けんり かん じょうやく さいたく
国際：平成18年国際連合「障害者の権利に関する条約」が採択
しゅわ げんご みと

⇒ “手話は言語として認められた”

に ほん へいせい ねん がつしょうがいしやきほんほう かいせい
日本：平成23年8月障害者基本法が改正
げんご しゅわ ふく むね めいき

⇒ “言語に手話が含まれる”旨が明記

ほうしこう れいわ ねん がつ にち しゅわしさくすいしんほうしこう
法施行：令和7年6月25日 手話施策推進法施行 など
しゅわ かん しさく そうごうてき すいしん もくでき
⇒ “手話に関する施策を総合的に推進を目的”

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年)

※ 本年に、日本で初めて「デフリンピック」(第100回)が開催。

【経過等】

経過 年 度	現在までの経過
令和元年度	平成30年2月に県手話言語条例が制定されたことを受け、市内聴力障害者会より、本条例制定に向けた協議を進めていきたい旨の相談が有り、協議を開始。
令和2 ～4年度	令和2から4年度：新型コロナウィルス感染症が感染拡大した状況より、協議中断。
令和5年度	令和5年度より、本市内の当事者団体等で構成される「いわき市手話言語条例実行委員会（いわき聴力障害者会、いわき手話サークル、手話通訳問題研究会いわき班）」による集会が開始され、市担当者も参画し、条例制定に向けた協議を再開。 また、市としては、全日本ろうあ連盟主催の「条例制定を考える行政担当学習会」に参加し、社会的な状況把握や他自治体の現状等を把握し情報収集を行うなど、条例制定に向けた検討実施。
令和6年度	令和6年度についても、市として、「いわき市手話言語条例実行委員会」に参画し、条例制定に向けた、実質のスケジュール感などについての情報共有等を実施。
令和7年度	令和7年度についても、市として、「いわき市手話言語条例実行委員会」に参画し、条例制定に向けた本委員会・市相互の進捗状況を確認。 このような中、本条例の制定に関わる、要望書・内容（案）が10月7日付けて本委員会より提出され、市において受理。

2 市を取り巻く現状と課題

し と ま げんじょう か だい

(1) 現 状

つぎ もくてきたっせい

しえんたいせいかくほ とりく

次の目的達成のための**支援体制確保**の取組みそだんたいせいかきょうか
◎ 相談体制強化しゃかいせいかつ にちじょうせいかつ
◎ 社会生活・日常生活における円滑なコミュニケーションおも とりく
〈主な取組み〉し せんにんしゅわつうやくしゃ せ っ ち は け ん
◎ 市の**専任手話通訳者**の設置・派遣は け ん しゅわつうやくしゃとう とうろくせいど かくりつ
◎ 派遣手話通訳者等の**登録制度**を確立とうろくしゅわつうやくしゃとう ようせいこうしゅうかい じ っ し
◎ 登録手話通訳者等の**養成講習会**の実施

(2) 課題

- ◎ 若い世代の意識・関心の低下
- ◎ 手話通訳者等の高齢化などによる担い手の“人材不足”など

現状の課題を踏まえ、今後更なる支援体制の強化に向けて、

関係団体等との連携強化をしながら、効果的な施策を展開する。

し さ く てん か い か か ほ う こ う せ い

3 施策展開に係る方向性について

つぎ どうこう かだいとう ふ

次の動向・課題等を踏まえ、

しゃかいじょうせい くに けん どうこう

- 社会情勢や国・県の動向

し と ま かだい

- 市を取り巻く課題

かんけいだんたい きかんとう いけん

- 関係団体・機関等の意見

し しょう しゃけいかく せいごうせい はか

市障がい者計画との整合性を図りながら、



し じょうれい きほんりねん および し さく きほんほうしん のと
市条 例の 基本理念 及び 施策の 基本方針 に 則り、

かくしゅ し さく そ う ご う て き け い か く て き て ん か い

各種施策を総合的かつ計画的に展開。

こ う か て き て ん か い す い し ん ほ う し ん て い き て き

⇒ 効果的展開：推進方針(定期的なローリング)

しゅだん
コミュニケーション手段の
りようそくしん ねんとう お じょうれいせい
利用促進を念頭に置いた条例制定

し えん じ ょ う れ い か ん れ ん
支援条例関連

す い し ん ほ う し ん さ く せ い
推進方針作成

【参考】 条例（案）の基本理念

◆ 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が
相互に人格及び個性を尊重するように、その理解及び関心が深められなければ
ならない。

◆ 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で
心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであり、
将来の世代にわたって継承できるように行われなければならない。

◆ コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活
及び社会への参加に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択
する権利を有するという認識の下に行われなければならない。

しゅわせさくすいしんほう

きほんりねん とう ふ

しさく きほんほうしん

手話施策推進法の「基本理念」等を踏まえた、施策の基本方針

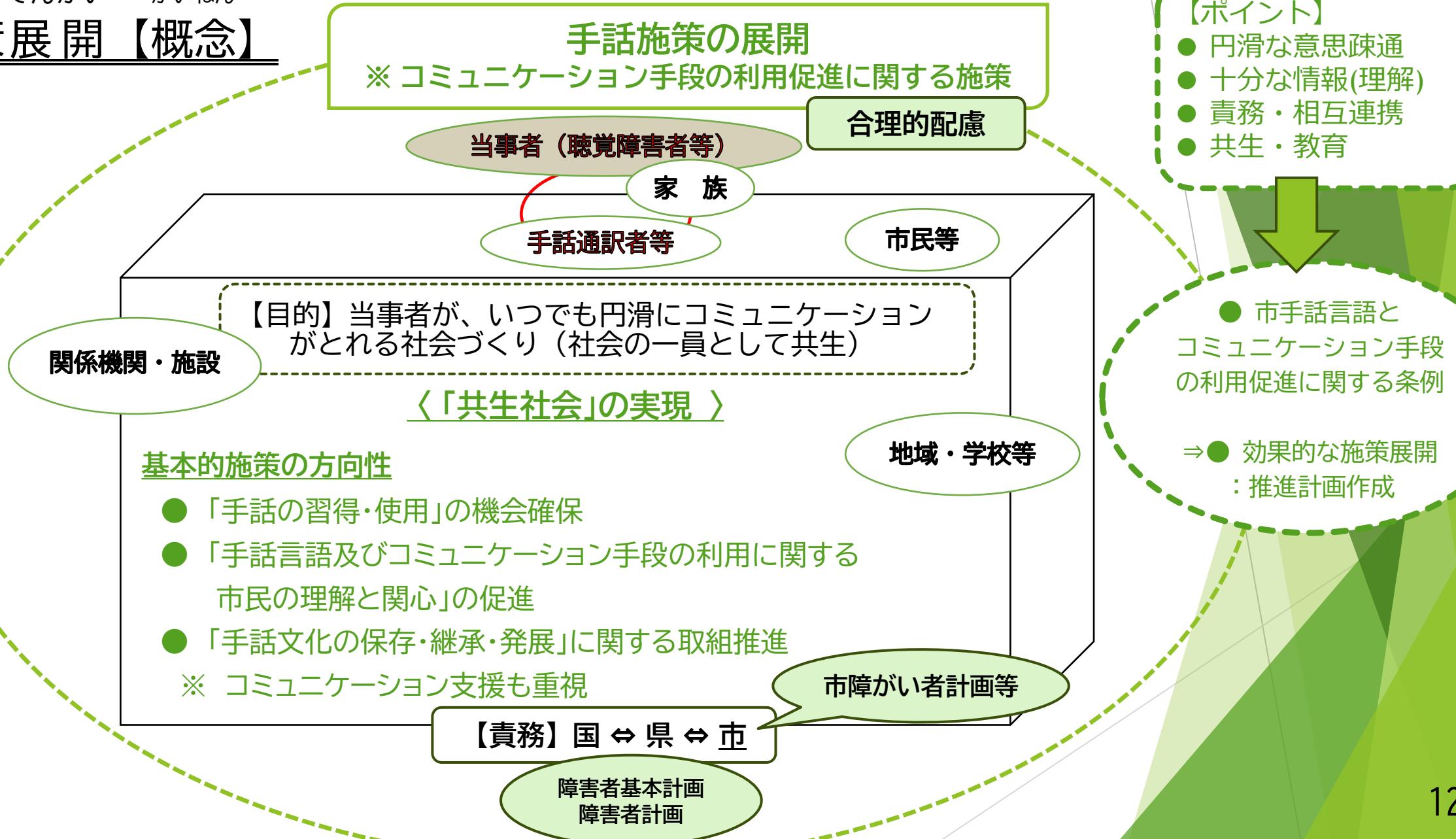
きほんてきたいさく ほうこうせい はしら 【基本的対策の方向性（柱）】

しさくてんかい
施策展開

- 1 「手話の習得・使用」の機会確保
- 2 「手話言語及びコミュニケーション手段の利用に関する市民の理解と关心」の促進
- 3 「手話文化の保存・継承・発展」に関する取組推進

※ すべて市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け

しさてんかい がいねん
施策展開【概念】



〈市の施策体系〉

NO	基本的対策の方向性	方向性の考え方	取組の柱	具体的な取組方針
1	「手話の習得・使用」の機会確保	<ul style="list-style-type: none"> ○手話を必要とする方・手話を使用する方の双方の意思を尊重。 ○手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるための環境整備。 	ア 情報の取得・学ぶ機会の確保 イ コミュニケーション支援者的人材育成・確保	I 地域や学校教育等の様々な場において手話を学ぶ機会の確保 II 障がいのある方に対する手話に関する情報提供や学ぶ機会の創出 I コミュニケーション支援者的人材不足解消に向けた取組み推進
2	「手話言語及びコミュニケーション手段の利用に関する市民の理解と関心」促進	<ul style="list-style-type: none"> ○手話が独自の体系を有する言語であることの普及。 ○全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現。 	ウ 理解・関心増進を促進するための取組み推進 エ 効果的な普及・啓発活動	I 障がいのある方が職場等において働きやすい環境の整備 II コミュニケーション支援者の派遣制度などの取組みに関する周知・啓発 III 学ぶ機会の多様性の実現 I 市の様々な機会・場や広報媒体を活用した周知・啓発活動
3	「手話文化の保存・継承・発展」に関する取組推進	○手話が長年にわたり継承され、豊な文化創造に寄与してきたことの継承。	オ 手話文化の啓蒙活動	I 育まれた手話文化の啓蒙